

令和4年度事業計画について
(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)

近年、我が国では、人口減少・少子高齢化が進行する中、地域活力の減退が懸念されるとともに、経済・産業活動の縮小等に伴う税収減により、地方公共団体等における財政的制約の高まりが顕著となっているほか、グローバル化による国際競争の激化、情報化・技術革新、災害の頻発化・激甚化等、社会・経済情勢の大きな変化に直面している。また、豊かさに関する意識の変化、働き手・働き方の多様化、社会貢献意識の高まり、生活の質（QOL）が重要視されるようになる等、我々日本人の価値観・ライフスタイルも多様化している。

このような社会・経済情勢の変化や価値観・ライフスタイルの多様化に対し、地方公共団体ではコンパクト＋ネットワークや都市再生に関する取組等の推進が図られてきました。令和5年7月には、立地適正化計画制度の制度創設10年を迎えますが、コンパクトシティ政策を次のステージに進め更なる推進とともに、防災対策との連携の必要性が示され、今後の市街地整備のあり方や市街地整備手法のあり方について検討し、市街地整備に係る考え方も大きく転換が求められている。

そのため当協会では、地域の価値・持続性を高める上で公民多様な主体が連携することが必須であると認識を新たにするとともに、各都市・地域において市街地整備を進めるに当たっても、その際に求められる考え方に大きなパラダイムシフトが起こっていることを強く意識しつつ、公益財団法人として定款に定める「都市計画に基づく事業の促進と向上発展に努め、良質な市街地の形成を図り、もって公共の福祉に寄与する」ことを目的として、次の事業を実施します。

1 都市計画に関する調査・研究事業

県及び市町村、土地区画整理組合等が行う都市計画に基づく事業を支援するため都市計画に関する調査及び研究、情報提供等を行うとともに、ふくしまの未来を拓く県土づくりの新たな展開支援のため次の事業を行います。

(1) まちづくり構想の展開と実現に向けた総合支援

市町村の都市計画及びまちづくりの推進を図るため、覚書や協定を締結し必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を継続的に行うよう努める。

また、まちづくりや地域づくりに必要な情報提供の活動を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業研究会等への参加、情報収集

(公社)街づくり区画整理協会一部会（地方協会による組織）、各種セミナー

ーなどを通じて、土地区画整理に関する最新の動向を把握するとともに、各地域の最新情報を収集し、会員への情報提供に努める。

(3) 専門図書の提供・貸出

協会が保有している土地区画整理事業などまちづくりに関する専門図書の最新版への更新を図るとともにデータベース化をすすめ、協会ホームページを通して利用者の利便性を高める。

(4) 月刊誌「区画整理」の無償配布

土地区画整理事業等に関する記事を掲載している月刊誌「区画整理」を購入し、会員市町村等に無償配布する。

(5) まちづくり等に関する情報の提供

協会だより、ホームページ等によりまちづくり等に関する情報の提供を行う。ホームページ・SNSで新着情報についても積極的に掲載し発信力を高める。また、ホームページでは土地区画整理事業の仕組みや県内区画整理事業地区の保留地情報だけでなく、リニューアルした Web 版の「協会だより」を掲載する。

2 土地区画整理事業等に関する業務の受託及び支援事業

土地区画整理の専門的な技術者の不足する市町村や組合等が施行する土地区画整理事業等を円滑に推進するため、土地区画整理事業等に関する諸業務の受託・発注者支援、無償で対応する相談業務を積極的に行う。なお、土地区画整理組合への運営資金の無利子貸付事業については引き続き対応可能な体制準備を整える。

(1) 土地区画整理事業の受託支援

市町村並びに土地区画整理組合が実施している土地区画整理事業等を受託し、基礎調査、事業計画、換地計画、出来形確認測量、換地処分、土地区画整理登記といった諸業務にきめ細やかに対応する。

(2) 都市再生・まちづくりの支援

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業を実施する市町村への支援と受託を実施していく。

(3) 相談・調査業務

土地区画整理事業等に関して寄せられる技術的な相談に対して、専門的な知

識を有する職員を県内市町村や土地区画整理組合等に派遣し、技術的な助言のほか、協会顧問弁護士による的確な指導により迅速な解決を図る。

(4) 土地区画整理組合への無利子貸付

保留地処分が遅れなどにより当面の運営資金が厳しくなっている土地区画整理組合に対し、無利子で貸付を行い支援する。

(5) まちづくり推進団体等に対する活動費支援

本年度から、下記に示す事業活動等を実施する地域づくりやまちづくりを進めるNPO団体等の活動に対する支援を積極的に進める。

- ① 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色ある活動・事業
- ② 長期的展望にたって自主的・主体的に企画・実施するだけでなく市町村が関与し、コミュニティが目的を持ち内容が創意と工夫に富んでおり、地域の活性化に大いに貢献すると認められる活動・事業
- ③ 市町村が策定するまちづくり計画（総合計画・都市マス・立地適正化等）との整合性が図られている「地域づくり」や「まちづくり」と連携（関連）する活動・事業

(6) 市町村等に対するまちづくり支援

昨年度から、特定費用準備資金を活用した新たな公益事業「まちづくりの事業化検討支援」をスタートしました。本年度からは、市町村が模索しているまちづくりの基本構想や事業化の検討を、市町村からの申請に基づき当協会が支援を必要と認めた地区において、協会が予備調査やプランニング等を行い積極的に支援するものである。

3 土地区画整理事業の普及・啓発事業

土地区画整理事業の理解を深め事業が円滑に促進されるよう、市町村や土地区画整理組合並びに一般住民に対する普及、啓発を図るため次の事業を行う。

(1) 区画整理事業貢献者の表彰

土地区画整理事業に著しい貢献のあった市町村職員や土地区画整理組合の職員等について協会理事長賞の表彰を行う。

(2) イベント等の開催

当協会では、まちづくり参画の第一歩を踏み出すためのきっかけづくりとして、県内の魅力あるまちを伝える写真コンテストを計8回実施し、展示会を開催してまいりましたが、本年度は“サステイナブルを目的としたイベント”へ

の見直し検討を行うこととする。

2030年までのカウントダウンを迎えた昨今、当協会が継続的なSDGsイベントを開催することで『持続可能な社会の実現』を考えるきっかけづくりとなり、SDGsをツールに語り・考え・アクションし“人と自然が共存する豊かな未来を創造できるようなイベント”等を開催する。

また、本年度は創立60年を迎えた周年関連事業を行うこととする。

(3) まちづくり意識の普及・啓発

PR用カレンダー等を作成・配付し、ふくしまのまちづくりの機運を高める。

4 土地区画整理事業に係る技術者の養成事業

市町村が土地区画整理事業を円滑に実施できるよう市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、土地区画整理セミナー等への参加者負担金を助成することにより市町村担当職員を養成するため、次の事業を行う。

(1) 研修会等の開催

(公社)街づくり区画整理協会が主催するWeb形式の各種セミナーなどを活用して、関係市町村の区画整理担当職員を対象とした「初任者研修」や「各種の講習会」等を開催する。

(2) セミナー等への参加費助成

土地区画整理事業に関する知識、技術の向上を図るため、公益社団法人街づくり区画整理協会等が主催する土地区画整理セミナーなどへの関係市町村職員の参加に対して経費の助成を行う。